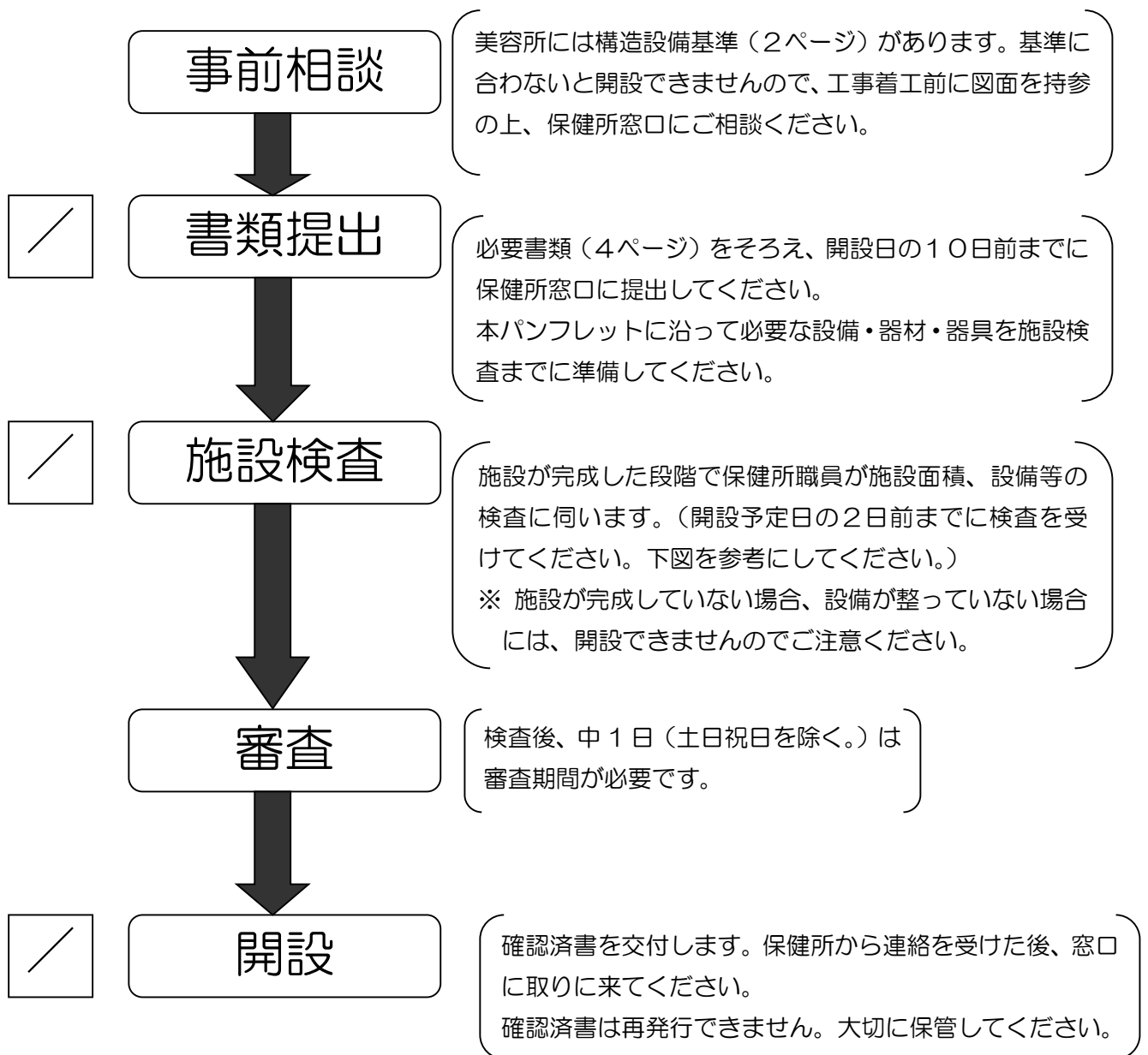


美容所 開設までの流れ

事前相談から開設までの流れ	・・・1ページ
構造設備基準	・・・2ページ
書類の記載例・必要事項	・・・3ページ
必要書類一覧	・・・4ページ

事前相談から開設までの流れ



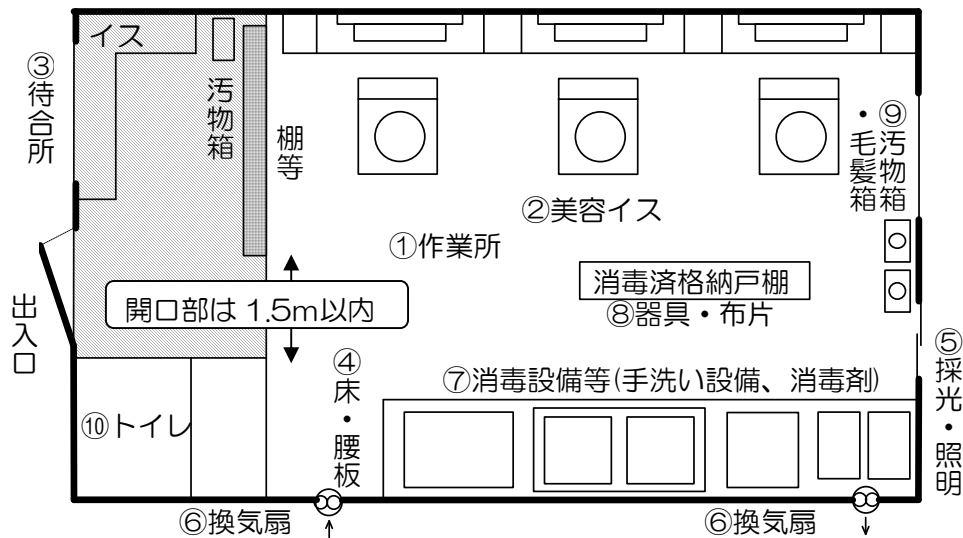
（参考）検査日と開設日について

月	火	水	木	金	土	日	例えば、（検査日）（開設日）
1	2	3	4	5	6	7	○ 8日（月）→10日（水）
8	9	1	1	1	1	1	△ 12日（金）→16日（火）
		0	1	2	3	4	□ 22日（月）→25日（木）
1	1	1	1	1	2	2	
5	6	7	8	9	0	1	
2	2	2	2	2	2	2	

○ 8日（月）→10日（水）
△ 12日（金）→16日（火）
□ 22日（月）→25日（木）

2	3	4	5	6	7	8
2	3	1	2	3	4	5
9	0					

美容所構造設備基準



項目	構造設備基準
① 作業所面積	作業所の床面積は、内寸で13㎡以上必要。
②美容イスの数	美容イスの数は、作業所の床面積が13㎡の場合は2台まで。1台増すごとに、3㎡の床面積が必要。
③待合所	事故防止や刈毛飛散のため、作業所と区分して設けること。容易に移動し難い物（ショーケース等）で、明確に区分すること。作業所面積の1/8以上必要。作業所と待合との開口部は1.5m以内とすること。
④床・腰板	床、腰板は、コンクリート、タイル、リノリウム、板などの不浸透性材料であること。ジュタン、カーペット等を使用しないこと。
⑤採光・照明	作業面の照度が100ルクス以上に保持できる構造であること。
⑥換気設備	所内の空気が炭酸ガス0.5%(5,000ppm)以下に保持できる構造であること。
⑦消毒設備	皮膚に接する器具を消毒する設備は、適切な場所に設けること。流水による手洗い設備、消毒剤（エタノール等）
⑧器具・布片	消毒済みの布片（タオル）及び器具は、清潔な容器に納め、未消毒の物と区別すること。
⑨汚物箱・毛髪箱	ふた付きの汚物箱（ごみ箱）及び毛髪箱を備えること。
⑩トイレ・その他	トイレ、スタッフルームは待合所及び作業所の面積に含まれない。

美容所開設届 記載例

〔開設届 記載例〕

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所	名称	フリガナ トヨタハナマルビヨウシツ 豊田市花丸美容室	電話番号	0565-34-6180
	所在地	豊田市西町3丁目60番地		
管理美容師	氏名	豊田 保子		
	住所	豊田市西町3丁目1番地 豊田ハイツ101号		
	免許証	平成16年 4月 1日 大臣(または〇〇知事) 第 123456号		
	講習会修了	平成28 3月31日 H27 第 321号		

美容師が常時2人以上である場合、管理美容師を置かなければなりません。

〔構造及び設備の概要 記載例〕

床、腰板の材質を記入。腰板とは壁面下半分のこと。その他は()内を記入すること。

美容洗髪兼用イスは、美容イス(椅子)。洗髪専用イスは、その他イスに記入。

構造及び設備の概要	作業所	面積	25.0 m ²			
		床	Pタイル・コンクリート・その他()			
		腰板	Pタイル・コンクリート・その他(塩ビクロス)			
		照明設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	換気設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
		椅子	美容椅子 3台	その他椅子	洗髪用 2台・()	
		消毒済容器	器具用 1個、布片用 2個			
		未消毒容器	器具用 1個、布片用 2個			
		消毒設備	紫外線 1個、薬液 1個、煮沸 個、蒸気 個			
		手洗い設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	消毒室の有無	有(m ²)・ <input type="checkbox"/> 無	
		排水	下水道・浄化槽・その他()			
		付帯設備	汚物箱 1個、毛髪箱 1個			
		待合	面積	6.0 m ²		
		作業所との区画方法	本棚・レジカウンター・その他()			

消毒済み器具を保管するフタ付き容器の個数
消毒済みタオル(布片)を保管する容器(棚)の個数

フタ付き毛髪箱の個数
フタ付き汚物箱の個数

使用済み器具をまとめておく容器の個数
使用済みタオルをまとめておく容器の個数

美容所開設届提出時の必要書類一覧

☆美容所開設届

- 開設者が法人の場合は、その所在地、名称、代表者氏名を記入
- 開設者が外国人である場合は、住民票の写し

☆構造及び設備の概要

- 施設付近の見取り図
 - 構造設備の平面図（寸法が判断できるもの）
- ※平面図内に以下の設備の位置及び設備名を記入してください。

1. 美容椅子
2. その他椅子（洗髪用など）
3. 流水手洗い設備（シンク、水道など）
4. 消毒設備（UV、薬液など）
5. 換気扇
6. 汚物箱、毛髪箱

☆美容所従業員

- 美容師は、医師の診断書（結核、皮膚疾患の疾病の有無が記載されたもの）
 - 美容師は、美容師免許証（本証を持参）
 - 管理美容師を設置する場合は、管理美容師修了証書（写しと本証を持参）
- ※2人以上の美容師

☆検査手数料

- 16,000円（現金）

☆その他

申請は開設予定日の少なくとも10日前までに提出してください。